

◆子宮頸がんワクチン予防接種について

子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）予防接種は、平成 25 年 6 月から積極的な勧奨が差し控えられていましたが、令和 4 年 4 月から積極的勧奨を再開することとなりました。その間に接種機会を逃した方（平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの女子）に対して公平な接種機会を確保する観点から、従来の対象年齢を超えて接種（キャッチアップ接種）を行うこととなりました。

- 対象者 平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの女子で、子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）予防接種 3 回が終了していない人
- 期 間 令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 3 年間

◆子宮頸がん予防ワクチンを任意接種された方への償還払いについて

平成 25 年 6 月 14 日付厚生労働省通知に基づき、積極的勧奨を差し控えていたことにより接種機会を逃し、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がん予防ワクチンを自費で接種した方の接種費用（診察料等を除く）を償還払いで助成します。

- 対象者
以下のすべてに該当する方
 - （1）令和 4 年 4 月 1 日時点で、岩倉市に住民登録がある女性
 - （2）平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた女性
 - （3）16 歳になる年度（高校 1 年生相当）の年度末までに子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を 3 回完了していない方
 - （4）17 歳になる年度（高校 2 年生相当）以降、令和 4 年 3 月 31 日までに自己負担で子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた方
 - （5）子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種を受けていない方
- 申請期限
令和 7 年 3 月 31 日

◆特別な理由による任意予防接種費用の助成について

骨髄移植手術等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する人に対し、再接種費用の助成を令和4年4月1日から実施します。

○対象者（以下の要件を満たす人）

- (1) 医療行為により免疫を失い、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師が認めた者であること。
- (2) 予防接種再接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、岩倉市の住民基本台帳に記録されている者であること。

○助成の対象となる予防接種（以下の要件をすべて満たす予防接種）

- (1) 法第2条第2項に規定するA類疾病に係る予防接種であること。
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の規定によるものであること。
- (3) 20歳までに受ける予防接種であること。ただし、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の7の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあつては、同表の下欄に定める年齢に達するまでに受けるものに限る。

| ワクチン | BCG | 小児用肺炎球菌 | ヒブ | 4種混合 | その他 |
|------|------|---------|-------|-------|-------|
| 年齢 | 4歳未満 | 6歳未満 | 10歳未満 | 15歳未満 | 20歳未満 |

○助成額

再接種費用の全額（ただし、岩倉市個別予防接種委託医療機関への委託料金を上限とし、文書料は除く）